**平成２１年（フ）第５９４号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目22番２号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目17番20号パールスター412号
破産者　上田順一郎
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８７８号**
兵庫県芦屋市若葉町７番３―944号
破産者　ダイセイ設備こと　安部　　誠
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１１２３号**
兵庫県尼崎市潮江２丁目36番21号
破産者　迫　　祐佳（旧姓桝田）
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１４２号**
兵庫県西宮市花園町８番８―102号、前住所兵庫県西宮市里中町２丁目３番19号
破産者　和田愼一郎
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１６０号**
兵庫県尼崎市西本町２丁目76番地、開始決定時の住所兵庫県尼崎市潮江１丁目６番３―705号、開始決定時の前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目27番26号　田辺マンション202
破産者　内座　義和
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１９７号**
兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目76番地６
破産者　宮脇　哲子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第５２１号**
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目６番72―706号
破産者　直川　祐也
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第８４２号**
鹿児島県鹿児島市松原町15番22号　コーポ野澤408号
破産者　坂元　美枝
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第２９１号**
沖縄県那覇市宇栄原１丁目６番48―306号小禄市街地住宅
破産者　木場　和江
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第５５２号**
沖縄県浦添市大平１丁目２番18―301号　グレイスフル
破産者　石嶺　真次
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第１８７号**
北海道夕張郡由仁町新光252番地　ひので団地
破産者　前田　勇二
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第１０７号**
秋田県仙北郡美郷町六郷字北明天地197番地１
破産者　石山　純子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２２年（フ）第３９６号**
埼玉県行田市谷郷１丁目４番20号
破産者　福島　春道
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第５６２号**
埼玉県本庄市児玉町秋山1098番地１
破産者　飯島　理人
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第７号**
埼玉県行田市門井町１丁目23番地10、破産申立時の住所埼玉県行田市長野４丁目16番地９
破産者　冬澤　光樹
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第４８号**
金沢市福久町ヲ85番地１
破産者　長岡　　修
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第２２０号**
愛知県一宮市花池２丁目15番18号　セジュールなつき202号、開始決定時の住所愛知県一宮市浅井町小日比野字大萩954番地75
破産者　野田　雅人
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第３８号**
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字若宮33番地１　ヘルメス若宮208号
破産者　岸田　晴美
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部